

秦野市立認定こども園条例の一部を改正することについて

秦野市立認定こども園条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和8年2月26日提出

秦野市長 高橋昌和

提案理由

秦野市立認定こども園において、令和7年10月から子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として実施している乳児等通園支援事業について、令和8年度から児童福祉法に基づく事業として実施するため、改正するものであります。

秦野市立認定こども園条例の一部を改正する条例

秦野市立認定こども園条例（平成20年秦野市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項第4号を削り、同条第2項中「、第2号又は第4号」を「又は第2号」に改め、同条第3項及び第4項を削る。

第11条を第12条とし、第10条を第11条とし、第9条の次に次の1条を加える。

（認定こども園で行う乳児等通園支援事業）

第10条 本市は、認定こども園において、前条に規定するもののほか、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の15の規定により乳児等通園支援事業を行うものとし、その対象者は、0歳6か月以上の乳児及び満3歳未満の幼児（4月1日時点で3歳未満であった幼児が3歳に達したときは、その年度末までの間に限り、満3歳未満の幼児とみなす。）とする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第14号 秦野市立認定こども園条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
<p>(認定こども園で行う地域子ども・子育て支援事業)</p> <p>第9条 本市は、認定こども園において、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第9条の規定による教育及び保育を行うほか、規則で定めるところにより、子ども・子育て支援法第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業のうち次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1)－(3) (略)</p> <p>2 前項第1号又は第2号に規定する事業を利用する保護者は、規則で定める利用料を負担しなければならない。</p>	<p>(認定こども園で行う地域子ども・子育て支援事業)</p> <p>第9条 本市は、認定こども園において、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第9条の規定による教育及び保育を行うほか、規則で定めるところにより、子ども・子育て支援法第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業のうち次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1)－(3) (略)</p> <p><u>(4) 0歳6か月以上の乳児及び満3歳未満の幼児（4月1日時点で3歳未満であった幼児が3歳に達したときは、その年度末までの間に限り、満3歳未満の幼児とみなす。）に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、その乳児及び幼児並びにその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するためのその保護者との面談並びにその保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業（以下この条において「乳児等通園支援事業」という。）</u></p> <p>2 前項第1号、<u>第2号又は第4号</u>に規定する事業を利用する保護者は、規則で定める利用料を負担しなければならない。</p> <p><u>3 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準は、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令</u></p>

(認定こども園で行う乳児等通園支援事業)

第10条 本市は、認定こども園において、前条に規定するもののほか、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の15の規定により乳児等通園支援事業を行うものとし、その対象者は、0歳6か月以上の乳児及び満3歳未満の幼児（4月1日時点で3歳未満であった幼児が3歳に達したときは、その年度末までの間に限り、満3歳未満の幼児とみなす。）とする。

(秦野市行政手続に関する条例の適用除外)

第11条 (略)

(委任)

第12条 (略)

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

第1号)をもって、その基準とする。

4 市長は、規則で定めるところにより乳児等通園支援事業に係る利用料を減額し、又は免除することができる。

(秦野市行政手続に関する条例の適用除外)

第10条 (略)

(委任)

第11条 (略)

秦野市立認定こども園条例の一部を改正することについて

**1 条例改正の理由**

令和 6 年 6 月に成立した子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 7 号）において、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するため、保護者の就労要件を問わず、未就園児が保育施設などを利用できる乳児等通園支援事業（通称：こども誰でも通園制度）が創設されました。この事業は、令和 7 年度から児童福祉法に基づく「乳児等通園支援事業」として制度化されましたが、令和 8 年度からは本格実施となり、子ども・子育て支援法に基づく新たな給付制度として「乳児等のための支援給付」が創設され、「乳児等支援給付費」の支給によって事業運営に対する財政支援が行われることとなります。

この「乳児等通園支援事業」は、令和 7 年度に限り、子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として、希望する自治体ができることとされ、本市においても、令和 7 年 1 0 月から市立認定こども園で実施していますが、この時限措置としての実施を終了し、令和 8 年 4 月 1 日から新たな給付を伴う事業として本格実施する必要があることから、条例の一部を改正するものです。

**2 改正の内容**

市立認定こども園において行う「乳児等通園支援事業」について、令和 7 年 1 0 月から子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として実施するために改正した内容を削除し、児童福祉法に基づく事業として実施すること、及び切れ目のない支援を図るため、独自施策として対象年齢を満 3 歳の年度末までとすることを定めるものです。

**3 施行期日**

令和 8 年 4 月 1 日